

健康保険で治療を受けるときは必ず健保組合に届出を 自動車事故にあったとき (第三者行為による傷病)

自動車事故等の第三者行為でケガをしたとき、本来は加害者が医療費を負担するのが原則ですが、業務上や通勤災害※によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができます。その場合健保組合は、立替えて支払った医療費をあとから加害者に請求しますので、必ず健保組合に届出をお願いします。

※業務上あるいは通勤途中の場合は健康保険ではなく労災保険が適用となりますので、事業所担当者にお問い合わせください。

自動車事故にあったら…



保険証を使って治療を受けた場合、健保組合に届出を

健保組合は、後日、加害者または加害者が加入する保険会社に治療費を請求しますので、必ず「第三者行為による傷病届」を健保組合に提出してください。

また、示談により損害賠償請求権の一部を放棄した場合、その範囲で健康保険の給付を受けられなくなることがあります。示談をする場合は事前に健保組合にご相談ください。

任意保険に加入している場合、「第三者行為による傷病届」等の届出書類の作成・提出について、損害保険会社からサポートを受けられる場合があります。詳しくは契約している損害保険会社にお問い合わせください。

健康保険を使うときは、正しくかかりましょう 接骨院・整骨院のかかり方

接骨院・整骨院では、保険医療機関とは違い、健康保険が使える場合が限られています。さらに健康保険が使える場合にも注意が必要なので、正しいかかり方について確認しましょう。

接骨院・整骨院にかかるときのチェックポイント

CHECK!! 負傷原因を正確に伝える 外傷性のケガでない場合や、労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷の場合は、健康保険は使えません。	CHECK!! 「療養費支給申請書※1」に署名するときは、記載内容をよく確認のうえ、自分で署名する 必ず、負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、「療養費支給申請書」に自分で署名してください。白紙の申請書には署名しないでください。 ※1 接骨院・整骨院は、受療者が委任した申請書を健保へ提出し、健保は7割（年齢等により異なります）を支払います。
CHECK!! 領収書は必ず受け取り、大事に保管する 施術※2を受けたら、そのつど領収書をもって保管してください。医療費控除を受ける際に必要になる場合もあります。 ※2 医師ではないので「治療」とは言いません。	CHECK!! 施術が長期にわたる場合は病院へ 整骨院等の施術を受けても、症状が改善しない場合、内科的要因も考えられます。原因をはっきりさせるためにも、医師の診察を受けることをおすすめします。

柔道整復師は医師ではないので、健康保険が使える施術が限定されています

健康保険が使えるのは、外傷性が明らかな症例に限られます。以下のような場合は健康保険扱いにならないため、施術費用は全額自己負担となります。

健康保険が使えない例

全額自己負担

- 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- 神経痛・リウマチ・五十肩などからくる痛み・こり
- 過去のけがや交通事故等による後遺症
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善の見られない長期の施術
- 保険医療機関で治療中の負傷
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途上に起きた負傷

健康保険が適用される施術の症例は… 打撲、ねんざ、挫傷（肉離れなど）、骨折※、脱臼※に限定されています。
※応急手当をする場合をのぞき、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

皆さまからいただいた保険料を適正に使わせていただくため、
施術内容等について照会させていただくことがありますので、どうぞご協力ください。